

この事業は、市内宿泊事業者が主体となってワーケーション実施に係るモニターツアーを実施する場合に補助を行い、それぞれの施設の通信環境や事務スペース、備品の有無など、ワーケーションを受け入れるための課題を把握することを目的とするものです。



*「ワーケーション」って？⇒市内の施設や温泉宿泊施設等、またはその周辺で情報通信技術を活用し、休暇を過ごしながらテレワークなどの仕事を行う働き方をいいます。

補助の対象について

◆ **補助対象者**
 市内で次の各号に規定する施設を経営する者であって、今後継続したワーケーションの受入に意欲を有する者
 ※ただし、この者が営業する風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項に規定する店舗型風俗特殊営業に供する施設は除く。
 (1) 旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項に規定する旅館業（下宿営業を除く。）を営む施設
 (2) 住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第3条第1項の規定に基づく届出をした者が営む施設

◆ **補助対象事業**
 次の各号の要件をいずれも満たすモニターツアー
 ※ただし、国が発出する緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置又は自治体が独自に発出する緊急事態宣言の区域に居住する参加者を含むもの、又は当市にこれらが適用されている期間に行われるものは除きます。
 ※「宿泊施設における新型コロナウイルス対応ガイドライン」等を参考に、感染拡大の防止策を講じて実施すること。

- ① 交付決定日～R4.3.15(火)までの期間内に、交付対象者が一人3泊以上の宿泊を受け入れるもの
- ② 今後交付対象者においてワーケーションを広く受け入れるための課題を把握することを目的として実施するもの
- ③ 「ワーケーション」の名称を冠して実施するもの
- ④ 参加者アンケートの回答の写しを市に提出すること、またその内容を市がとりまとめ、個人や施設が特定されない形で公表することに同意して実施するもの

申請方法【受付期間：令和4年2月10日(木)まで】

<p>1. 交付申請</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 交付申請書 ・ (様式第1号) ・ 添付書類 <p>を申請先までご提出ください。</p> <p>【添付書類】 (1) 企画書、チラシ等の概要資料 (2) 補助対象経費に係る費用が確認できる見積書等 (3) その他参考となる資料</p>	<p>2. 交付決定</p> <p>必要な審査を行ったのち、交付が決定した際は交付決定通知書(様式第2号)をお送りします。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">事業実施</p>	<p>3. 実績報告</p> <p>補助対象事業の完了の日から起算して30日を経過した日もしくは実施年度の3/31のいずれか早い日までに</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業実績報告書(様式第4号) ・ 添付書類をご提出ください。 <p>【添付書類】 (1) 最終の旅行行程表 (2) 補助対象経費に係る領収書等の写し (3) 参加者から回収したアンケートの写し</p> <p>(1) 実施内容が確認できる写真等 (2) その他参考となる書類</p>	<p>4. 額確定</p> <p>必要な審査を行ったのち、実績報告の内容に従って補助金の額確定通知書(様式第5号)をお送りします。</p>	<p>5. 支払い請求</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 交付請求書(様式第6号) ・ 債権者登録申請書 <p>(※これまでに「花巻市会計管理者」からの支払いを受けたことがない場合のみ)をご提出ください。</p>
--	--	---	--	---

補助対象経費と補助金の額 **問合せ・申請先【花巻市 商工観光部観光課】**

◆ **補助対象経費**：事業に必要な経費のうち、飲食に係る経費・他に受けた補助金の額を除いた分
 ◆ **補助額**：モニターツアー参加者1泊1人あたりの補助対象経費の額【※上限：1万円(1施設あたりの上限30万円)】

〒025-8601花巻市花城町9-30
 電話：0198-41-3542 FAX：0198-24-0259
 メール：kanko@city.hanamaki.iwate.jp

関係様式は関係事業者の皆さまへ順次送付するほか、市公式HPからもダウンロードできます。
<https://www.city.hanamaki.iwate.jp/kanko/oshirase/1015264.html>

